

「松江市電子図書館システム導入業務委託」
プロポーザル実施要領

令和8年4月

松江市教育委員会 生涯学習課図書館事務局

目 次

1. 事業の趣旨・目的	1
2. プロポーザルの概要	1
3. 参加資格要件	2
4. 公募スケジュール	2
5. 公開資料及び公開資料の配布	3
6. 質問の受付及び回答	3
7. 参加表明	4
8. 企画提案書等の提出	4
9. 書類審査	6
10. プレゼンテーション	7
11. 契約候補者の選定方法	7
12. 選定結果	8
13. 契約の締結	8
14. その他	9
15. 問い合わせ先及び提出先	9

1. 事業の趣旨・目的

松江市立図書館は市内3か所に設置されており、地域に密着した生涯学習の拠点であるが、市域が広域であり公共交通機関も少ないために、地理的条件から、市立図書館にアクセスすることが困難な住民が生じている。

また、既存の図書館サービスでは、障がい者や高齢者、ディスレクシアの人など、紙の本を読むことが困難な人に対して、十分な読書バリアフリーサービスを提供できていない。

一方で、デジタル技術の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、社会や価値観、生活様式が変容し、図書館サービスに対する住民ニーズは多様化している。

さらに、電子書籍など電子データ形式での出版物の閲覧も普及してきた中、児童・生徒が読書の楽しさを知り、主体的・意欲的な読書習慣を身に付けられるよう、子どもの読書活動推進のための環境整備が、GIGAスクール構想と共にすすめられており、学校図書館における専門的な支援や、学校図書館と市立図書館との連携強化が必須となっている。

このような背景の下、電子データ形式の出版物は、読み上げ機能を持つものが多く、身体的に読書が困難である方や、図書館への来館が難しい利用者に対して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）及び「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）を遵守した図書館サービスの提供を可能にすることから、松江市では「いつでも、どこでも、だれでも」利用可能な図書館サービスを提供するとともに、全児童・生徒へ配備している一人一台端末の活用による子どもの読書活動推進を実現することを目的として、電子図書館システムを導入するにあたり、価格のみではなく、システムの機能、電子書籍コンテンツの内容、導入実績や発展性などを総合的に評価し事業者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルにより提案の募集を行う。

2. プロポーザルの概要

(1) 業務名

松江市電子図書館システム導入業務委託

(2) 業務内容

別紙1-1「松江市電子図書館システム導入業務委託仕様書」のとおり

※仕様書は、委託契約時に基本となる仕様書とするが、採択された企画提案書の内容を踏まえ、調整のうえ確定する。

本プロポーザルでの結果締結する「松江市電子図書館システム導入業務委託」に関する契約は、別紙1-1「松江市電子図書館システム導入業務委託仕様書」に示す業務範囲とする。

ただし、本件システムに関しては複数年の運用を予定しているため、本プロポーザルにおいては、令和9年度以降の運用保守に関する事項も提案の範囲とする。

従って、本プロポーザルの審査対象は、「初期構築委託」及び「令和9年度以降の運用保守に関する提案内容」とする。

また、令和9年度以降の見積もりについては、プロポーザル実施時点での積算額とするが、年度ごとの契約締結時に各費用についての価格設定基準、及び価格変更が発生する場合の具体的根拠について検証し、公正かつ合理的な契約の確保を確認することとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日

※令和8年8月下旬からシステム稼働（予定）

(4) 提案上限額（初年度見積額）

9, 231, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格要件

参加資格要件（応募要件）

本プロポーザルに参加できる者は、以下のすべてを満たしている者とする。

- (ア) 法人格を有していること。
- (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (ウ) 本市による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (エ) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (オ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをした者については再生計画の認可がされていない者、または会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てを行った者については更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (キ) 宗教活動や政治を主たる目的とする団体ではないこと。
- (ク) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。
- (ケ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク（Pマーク）又はISO/IEC27001に基づいた国際規格の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。（業務に必要な範囲の取得を行っていること。）
- (コ) 業務の運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可又は免許等を必要とする場合において、これらを受けている者であること、又は当該業務の開始までに受ける予定の者であること。
- (サ) 本委託事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (シ) 委託期間中、適宜、松江市担当者と協議することが可能であること。

4. 公募スケジュール

本公募の実施スケジュールについては、次のとおりとする。

項目	(公募実施スケジュール) 日程
実施要領等の公開（市ホームページ）	令和8年4月15日（水）から
質問書の受付期間	令和8年4月22日（水）正午まで
質問書に対する最終回答日	令和8年4月30日（木）
参加表明書兼誓約書提出期限	令和8年5月1日（金） 必着
辞退届の提出期限	令和8年5月7日（木） 必着

企画提案書の提出期限	令和8年5月7日（木）必着
書類審査結果の通知	令和8年5月11日（月）予定
プレゼンテーションの実施	令和8年5月20日（水）予定
選定結果通知	令和8年5月22日（金）予定
契約前協議を経て契約締結	令和8年6月1日（月）予定

5. 公開資料及び公開資料の配布

資料の公開については次のとおりとする。

(1) 公開期間 令和8年4月15日（水）から

(2) 公開資料

- ① 松江市電子図書館システム導入業務委託 プロポーザル実施要領（本書）
- ② 松江市電子図書館システム導入業務委託 仕様書（別紙1-1）
- ③ 松江市電子図書館システム機能要件等一覧（別紙1-2）
- ④ 松江市電子図書館システム非機能要件一覧（別紙1-3）
- ⑤ 松江市電子図書館システム導入業務委託 プロポーザル評価基準書（別紙2）
- ⑥ 参加表明書兼誓約書（様式1）
- ⑦ 会社概要（様式2）
- ⑧ 導入実績調書（様式3）
- ⑨ 企画提案書（様式4）
- ⑩ 保守体制及び従事者実績等報告書（様式5）
- ⑪ 各種見積書（様式6-1、6-2、6-3、6-4、6-5）
- ⑫ 質問書（様式7-1）
- ⑬ コンテンツの数・内容（様式8）
- ⑭ 企画提案書対応表（様式9）
- ⑮ 機能要件対応表（様式10）
- ⑯ 非機能要件一覧（様式11）
- ⑰ 辞退届（様式12）

(3) 配布方法

プロポーザル実施要領等は本市ホームページに掲載する。

（ホームページ URL）からダウンロード可能。

各様式についても、同様に掲載する。

窓口での配布、郵送・メール等による配布は行わない。

6. 質問の受付及び回答

(1) 質問のできる者

「3. 参加資格要件（応募要件）」を満たしているもので、かつ参加表明書兼誓約書（様式1）を提出する意思のある者。

(2) 質問期間

令和8年4月15日（水）から同年4月22日（水）正午必着

(3) 提出方法

質問書（様式7-1）にて、「15. 問い合わせ先及び提出先」に電子メールで問い合わせること。

件名は【松江市電子図書館システム導入業務委託質問書】とし、提出後は担当者まで電話にて受信確認すること。

(4) 回答

質問に対する回答は、質問内容を含め、ホームページで公開する。

また、本市の回答は、実施要領及び仕様書等を補足する効力を有するものとする。

なお、質問の内容により本公募による委託事業者選定の公平性を保つことができないと判断した場合には、質問の回答をしないことがある。

質問書への最終回答日は令和8年4月30日（木）とする。

7. 参加表明

本事業にかかる提案に参加を希望する者は、以下の書類を、各様式につき紙媒体又はデータを1部ずつ提出すること。

(1) 提出書類一式

- ① 参加表明書兼誓約書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ プライバシーマーク取得証の写し又は ISMS 取得証の写し

(2) 提出期限

令和8年5月1日（金）必着

(3) 提出方法

「15. 問い合わせ先及び提出先」にメールにより提出すること。メールを送信した際は電話にて受信確認を行うこと。

※提出データにはパスワードを設定すること

(4) その他

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式12）を令和8年5月7日（木）までにメールにより提出すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

※提出データにはパスワードを設定すること

8. 企画提案書等の提出

本事業の企画提案においては、次の書類を作成し所定部数を企画提案書の提出期限までに提出すること。企画は1者1提案とし、参加表明書兼誓約書（様式1）の提出のない者による企

画提案書類の提出は一切受け付けない。

なお、正本は紙媒体とともに CD-ROM にて Microsoft Office 形式で提出すること。VBA、マクロ機能、アニメーション機能等は使用しないこと。

(1) 提出書類一覧

No.	書類名	書式	紙		データ
			部数		CD-ROM
1	会社概要	様式 2	○	正本 1 部・ 副本 8 部	○
2	導入実績調書	様式 3	○	同上	○
3	企画提案書	様式 4	○	同上	○
4	保守体制及び従事者実績等	様式 5	○	同上	○
5	見積書	初年度：様式 6 - 1	○	同上	○
6	見積書	2 年目以降：様式 6 - 2	○	同上	○
7	導入構築経費内訳書	様式 6 - 3	○	同上	○
8	システム運用・保守業務見 積り（明細書）	様式 6 - 4	○	同上	○
9	コンテンツ費内訳書	様式 6 - 5	○	同上	○
10	コンテンツの数・内訳	様式 8	○	同上	○
11	企画提案書対応表	様式 9	○	同上	○
12	機能要件対応表	様式 1 0	○	同上	○
13	非機能要件対応表	様式 1 1	○	同上	○

(2) 提出書類作成上の注意

① 企画提案書

提案内容の様式は自由とするが、A4 サイズで作成し、かつページ数を付し、製本すること（製本の体裁は自由とする）。本件プロポーザルの目的、仕様書に基づき、資料を作成すること。なお、図書館業務について、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、わかりやすい表現を心がけること。

③ 見積書

仕様書に従い提案内容に基づき項目、単価等を明らかにした上で適正に積算すること。

(3) 提出期限及び提出方法

「8. 企画提案書等の提出 (1) 提出書類一覧」の一式を「15. 問い合わせ先及び提出先」

に持参又は書留郵便（又はそれに準ずる送付方法）により提出すること。

持参にて提出の場合は、提出日時を予め担当者に連絡すること。なお、持参の場合の受付時間は、9時から17時まで（火・土・日・祝日を除く）とする。持参以外による提出の場合にも、期限までに本市に送付できるよう考慮すること。

データについてはCD-ROMに格納し、Microsoft Office形式にて提出すること。VBA、マクロ機能、アニメーション機能等は使用しないこと。

提出期限 令和8年5月7日（木）必着

（4）その他

① 失格となる企画提案書等

企画提案書等が、次の事項の一つに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- a. 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
- b. 指定する様式及び本要領に示した条件に適合しないもの。
- c. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- d. 虚偽の内容が記載されているもの。
- e. 見積額が前記「2.（4）提案上限額」を超えたもの。
- f. 仕様書（別紙1-1、1-2）で必須としている業務の機能を提供できないもの。
- g. 前記「3. 参加資格要件（応募要件）」を満たしていない者による企画提案書等。

② 制約事項等

- a. 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- b. 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- c. 提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は受け付けない。
- d. 提出された書類等は、全て返却しない。
- e. 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

9. 書類審査

（1）書類審査の実施

書類審査を実施する。書類審査を一次審査とし、一次審査を通過した事業者のみがプレゼンテーションへ参加できるものとする。

（2）審査方法

書類審査は「別紙2_松江市電子図書館システム導入業務委託プロポーザル評価基準書」に基づき審査する。

（3）書類審査結果の通知

書類審査の結果は、応募したすべての事業者に対し、電子メールにて令和8年5月11日（月）に通知する。（予定）

（4）その他

書類審査結果の通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

10. プレゼンテーション・デモンストレーション

提出された企画提案書等の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーション（システムのデモンストレーションを含む）を実施する。

(1) 実施時期

令和8年5月20日（水）（予定）

※実施日時・場所の詳細は、対象となる参加者に別途通知する。

(2) 時間配分

各参加者のプレゼンテーションの実施時間は1提案者につき40分以内とする。

説明時間：40分（準備・片付け含む）

質疑応答：10分

(3) 機材・資料等

プレゼンテーションの際、モニターは本市において準備するが、その他必要な機材等は提案者が準備すること。

(4) 注意事項

プレゼンテーションは、担当者名簿に記載してある者が行うものとする。加えて、提案者の判断により、その他の者をプレゼンテーションへ参加させても差し支えないが、感染症対策に十分注意し、合計5名以内とする。

なお、プレゼンテーションに参加しなかった提案者は失格とする。

11. 契約候補者の選定方法

契約候補者の選定については、次の通りに実施する。

(1) 審査委員会

選定に当たっては、「松江市電子図書館システム導入業務委託」プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、前記「8. 企画提案書等の提出」、前記「9. 書類審査」及び前記「10. プレゼンテーション・デモンストレーション」の内容および質疑応答の内容を総合的に審査し、最も優れた企画提案を行った者を第一優先交渉権者（最高得点者）として選定する。併せて次点交渉権者も選定する。

ただし、合計得点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の各評価で1位の数が最も多い者を第一優先交渉権者とする。（合計点が最も高くかつ1位の数も同数の場合は、委員会の委員の合議により審査を行い決定する）

また、各委員の評価点の合計得点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施する。

(2) 審査方法

審査方法については、審査委員会が「別紙2_松江市電子図書館システム導入業務委託プロポーザル評価基準書」に基づき評価点方式で審査する。

12. 選定結果

選定結果については、令和8年5月22日（金）（予定）に全ての提案者に通知する。（電子メールで連絡後、書面でも通知）また、松江市ホームページにも審査結果（第一優先交渉権者）を公表する。

(1) 松江市ホームページでの公表

選定結果については松江市ホームページにおいて下記項目を公表する。

【公表内容】

- ①契約期間
- ②選定委員
- ③プロポーザル参加事業者名
- ④審査結果

第一優先交渉権者名

参加事業者全者の点数

※合計点が高い順に「A社、B社、C社・・・」と表記し、委託予定者以外各社の評価点が分からないようにする（参加者が2社以下の場合は委託予定者の点数のみを公表）

(2) その他

審査経過については、公表しない。

13. 契約の締結

契約の締結については、次のとおり行うものとする。

(1) 仕様に関する協議

契約締結前に、本市と第一優先交渉権者との間で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては仕様書等の内容を一部修正する場合がある。

(2) 契約の締結方法

- ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、審査委員会が選定した第一優先交渉権者と業務委託契約の契約交渉を行う。
- ② 第一優先交渉権者が前記「8.(4)①失格となる企画提案書等」の失格条項に該当すると認められた場合、又は市と契約交渉が不調となった場合は、次点交渉権者と契約交渉を行う。
- ③ 契約の締結にあたっては、地方自治法及び松江市財務規則をはじめとする諸規定を適用するものとする。

(3) 契約書の作成

契約書は、2通作成し本市及び受託者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書で記載するものとする。なお、契約書の作成に要する費用は全て受

託者負担とし、変更契約についても同様とする。

14. その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーション・デモンストレーションの実施等、本プロジェクトの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 個人情報

- ① 協議資料の請求者又は提出書類から提供された従業員等の個人情報は、協議の実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡のみに用いるものとし、他の用途には用いない。
- ② 個人情報の取り扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び松江市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年松江市条例第43号）によるものとする。

(3) 著作権

- ① 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。
- ② 提出書類は、協議の実施及び契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。
- ③ 提出書類については、松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14号）第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条第1項第5号の規定に基づき、公開の対象としない。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) 審査又は契約の延期

- ① 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合は延期する。
- ② その場合の提案者の損害は提案者の負担とする。

(6) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に本市の承認を得ることとする。

15. 問い合わせ先及び提出先

島根県松江市西津田六丁目5番44号
松江市役所 教育委員会 生涯学習課図書館事務局
担当 三島

電話 0852-27-3311
MAIL library@city.matsue.lg.jp